

議案第 47 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 7 月 9 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の内容  | 除雪ドーザー 2台  |
| 2 | 契約の相手方 | 鳥取県東伯郡湯梨浜町田後 371 番地<br>株式会社 原商 倉吉支店<br>支店長 山本 直樹 |
| 3 | 取得金額   | 17,424,400 円                                     |
| 4 | 取得の目的  | 老朽化した除雪ドーザーの更新整備                                 |